

白鷗情報ネットワーク利用上の倫理基準

はじめに

本学の教職員および学生は、白鷗情報ネットワーク(以下、「ハークネット：HARCNET」という。)を利用するに当たり、学術機関および社会の一員としての自覚に基づき、適用される法令とともに、次の行動規範を遵守するものとする。また、基準違反行為に対する処置および罰則並びにその適用手順についても、同様にここに定めるものとする。

なお、これらの事項は、本学の教員(非常勤教員、名誉教授等を含む)、職員(臨時雇い、アルバイト等を含む)および学生(聴講生、交換留学生等を含む)に対しては、ハークネットの利用が本学の敷地内でなされた与否とを問わず適用される。学外者(卒業生等を含む)については、各事項をサーバ上に配置するなどして、基準の遵守を旨とする同意を得るための通知を受けることができるよう配慮することとする。

1. ハークネット利用上の遵守事項

ハークネットの利用者は、ネットワークの円滑かつ有効な運用を図るために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ハークネットを利用するには、別に定める利用手続きに基づき、利用資格の取得を申請し、所定の基本講習を受講した上で、利用資格およびアカウントを取得しなければならない。
- (2) ハークネットは、教育・研究およびその支援の目的にのみ利用することとし、営利目的として利用してはならない。したがって、ハークネットを利用した商品の売買、アルバイトや就職の求人広告や斡旋活動などはすべてこれを禁止する。
- (3) ハークネットの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。
- (4) 本学の情報機器または個人が所有する情報機器をハークネットに接続する場合は、大学側の指示を遵守しなければならない。
- (5) 技術上または利用上の何らかのトラブルを発見した場合は、そのトラブルの原因の如何にかかわらず、担当教員または情報処理教育研究センター(以下「情報センター」という。)管理室にその事実を申告しなければならない。
- (6) ハークネットの利用資格を失効したときは、当該利用者は、サーバ内のすべての個人ファイルの削除、メーリングリストからの退会を含め、原状回復の義務を負う。

2. ネットワーク利用者の義務(ネチケットあるいは狭い意味での情報倫理に関する事項)

ハークネットを利用するに当たり、次の行為を行わないものとする。

- (1) 他の利用者のユーザ ID およびパスワードを不正に使用する行為
- (2) 事前の同意なしに、他の利用者の保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改竄する行為
- (3) 第3者の著作権、その他の知的財産権を侵害する、または侵害するおそれのある行為
- (4) 第3者を誹謗または中傷したり、名誉を傷つけるような行為
- (5) 第3者の財産、プライバシーを侵害する、または侵害するおそれのある行為
- (6) 事実に反する情報、意味のない情報を書き込む行為
- (7) 公序良俗に反する情報、文章および図画等を他人に公開する行為
- (8) ハークネットおよびインターネットの運営を妨げるような行為
- (9) その他、法令に違反する行為、あるいは違反するおそれのある行為

3. 法律上の義務(ネットワーク・システムと法律問題に関する事項)

コンピュータおよびネットワーク・システムの利用に関連する法令の一部を以下に示す。これらに違反する行為は、いずれも犯罪行為であり、処罰の対象となる。システムの利用者は、これらの義務を遵守するのはもちろんのこと、法令に触れる行為をしてはならない。

(1) コンピュータ・システムの利用に関連して

- ・コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない(刑法 161 条の 2)
- ・コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない(刑法 234 条の 2)
- ・コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない(刑法 259 条、261 条)
- ・みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない(電気通信事業法 102 条)

(2) 電子メールや電子掲示板等の利用に関連して

- ・他人の名誉を毀損してはならない(刑法 230 条)
- ・公然と他人を侮辱してはならない(刑法 231 条)
- ・他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない(刑法 222 条)
- ・虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない(刑法 233 条)

(3) ホームページやデータベース等の利用に関連して

- ・他人の特許権を侵害してはならない(特許法 196 条)
- ・他人の商標権を侵害してはならない(商標法 78 条)
- ・他人の著作権、著作人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない(著作権法 119 条)
- ・わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない(刑法 175 条)

4. 違反行為に対する措置およびその手続き

(1) 違反行為に対する措置

情報センター長は、上記の事項に関する違反行為をした者に対し、利用資格の取消をはじめ、その他の教育的措置をとることができる。また、次項に定める教授会からの解除決定の通知を受けたときは直ちに解除しなければならない。

アカウント取消中または停止中の電子メールの消滅、不到着、ファイル等の削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

(2) 手続き

- ・ハークネットを利用する際に発生したトラブルについては、発生と同時にその情報を情報センター管理室で掌握し、一元管理する。
- ・情報センター長は、情報センター主任と連絡をとりつつ、事実の確認、関係者の特定、暫定的な措置をとるとともに、学部長あるいは事務部長などへの連絡を行う。
- ・情報センター長は、情報センター運営委員会に報告の上、情報センターとしての方針を決定し、教授会に報告する。
- ・通知を受けた学部の教授会は、30 日以内に当該学生に対する本学学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を決定する。

5. 相談窓口について

ハークネットおよびインターネットの利用に関する相談窓口は、情報センター管理室に置く。